

林産企業等の木材需要者による分収造林設定について

国有林における分収造林の新規設定に当たっては、これまで地域住民の生活の安定、林業の振興や国民参加の森づくりの推進、また、「法人の森林」制度を活用した企業等による設定に努めてきたところですが、今般、これらの取組に加えて製材・チップ用や燃料用木材等の安定確保を目的とした分収造林の設定を推進していくこととしました。

人工林資源の成熟化が進む中、木材自給率の向上に向けた製材工場の大規模化や合板用材の需要増、発電用としての木質バイオマス資源の需要の高まりなど国産材資源の確保に向けた動きが活発化しています。

現在、木材関連企業における木材の調達については、木材市場での購入や国有林等の協定取引、立木の買入れなど多種多様となっておりますが、将来的な木質資源の安定確保という観点からは、分収木を契約者が購入できる分収林制度の活用も企業経営の一助になるものと考えられます。

このようなことから、各企業等におかれましては、下記留意事項を参照いただき、今回の公募地の積極的な活用についてご検討され応募いただきますようお願い申し上げます。

記

林産企業等の木材需要者による分収造林の設定に係る留意事項

1. 契約相手方の範囲

製材工場、合板工場等の林産企業、キノコや薪炭の生産者、造園、土木、バイオマス資材等を扱う企業。

2. 収益分収の割合

今回の公募地については「一般」分収造林として、分収造林契約に係る国と造林者の収益分収の割合を、国100分の30、造林者100分の70として定めます。

3. 契約の条件

分収造林制度は、地元施設制度としての位置付けがあることから、契約相手方が契約箇所の地域外に所在する場合は、地域の林業事業者等へ造林等の作業を委託するなど、契約地の地域住民の雇用が図られるよう努めることとし、契約相手方から造林等の実施報告を受ける際には作業の実施主体等などについても報告していただくこととなります。

4. 造林作業等への補助について

造林作業等に活用できる国庫補助については、林野庁ホームページ(以下のURL参照)の資料等をご覧いただくとともに、具体の補助申請については、都道府県に対して行うこととなります。

(参考) 森林整備事業について

http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi_aramashi.html

5. その他

台風等の災害による森林損害への備えとして、森林保険の加入を推奨します。詳しくは、最寄りの森林組合、森林組合連合会へご相談下さい。

(別添 森林保険パンフレットをご参照下さい。)

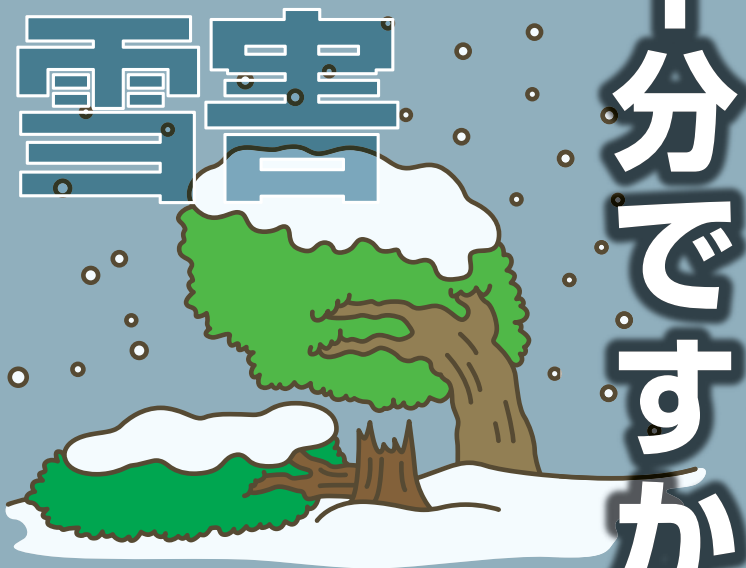
風害



水害



雪害



激甚化する自然災害、

備えは十分ですか？

干害



火災



凍害



潮害



噴火災



森林保険のご案内

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、
森林についての火災、気象災、噴火災による損害に
森林所有者自らが備えられる、唯一のセーフティネットです。



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2(興和川崎西口ビル9階)
TEL:044-382-3500 URL:<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>

ホームページ



Facebook



保険金のお支払いの対象となる8つの災害



? 加入できる森林は?

人工林が対象となります。天然林でも、間伐等の人手が加えられた森林(育成林)は対象となります。造成した森林が針葉樹か広葉樹かは問いません。

? 保険料はいくらですか?

森林の所在する都道府県・樹種・林齢・面積と、ご希望の付保率^{※2}を基にその森林の保険金額を決定し、それに保険料率をかけて保険料を決定します。

? 誰でも申し込みますか?

個人、法人を問わずどなたでもお申込みでき、保険契約者になることができます。ご家族など他の人のために契約をすることもできます。ただし、被保険者は森林の所有者に限られます。

? 保険金の受取人は誰ですか?

森林の所有者です。森林に損害が生じた場合は、森林の所有者に保険金をお支払いします。森林経営管理制度で森林保険を活用する場合は、市町村が契約者となり、森林所有者の代わりに保険金を受領することもできます。



? 保険料の割引はありますか?

- ①長期割引 ②継続割引
- ③花粉症対策苗木割引[※]があります。

①長期割引(2年目9.5%割引、3年目以降13.5%割引)

複数年分の契約で、保険料をまとめて払う場合に2年目以降の保険料を自動的に割引引きします。

②継続割引(1年目3%割引)

現在のご契約と同じ内容で契約を継続される場合の割引です。複数年契約で、分割払い2回目以降の場合も適用となります。

③花粉症対策苗木割引(1年目3%割引)

花粉症対策苗木を植栽後2年以内に初めてご契約される際の割引です。

※植栽後3年以上や、植栽区域が0.01ha未満の場合は割引の対象外となります。割引には、花粉症対策苗木の植栽を証明する書類が必要です。

ご契約のモデルケース (地域区分^{※1} Bクラスの場合)

その1 付保率 ^{※2} 100%	樹種	スギ
	面積	1ha
	契約時林齢	1年生
	保険期間	5年間

植栽後の
干害や凍害、
火災に備えて…

その2 付保率 ^{※2} 50%	樹種	ヒノキ
	面積	1ha
	契約時林齢	35年生
	保険期間	5年間

間伐直後の
雪害や風害に
備えて…

林 齢	保険金額	保険料	
		毎年の分割払い (継続割引適用)	5年分の一括払い (長期割引適用)
1年生	101万円	4,332円	27,444円
2年生	119万円	4,950円	
3年生	144万円	5,990円	
4年生	166万円	6,905円	
5年生	188万円	7,820円	
	総額保険料	29,997円	27,444円

林 齢	保険金額	保険料	
		毎年の分割払い (継続割引適用)	5年分の一括払い (長期割引適用)
35年生	159万円	5,119円	24,447円
36年生	171.5万円	5,350円	
37年生	171.5万円	5,350円	
38年生	171.5万円	5,350円	
39年生	171.5万円	5,350円	
	総額保険料	26,519円	24,447円

- 保険料は森林の所在する地域や払込方法(一括、分割)によって変わります。
- お支払いする保険金は、ご契約の保険金額と損害の程度によって変わります。
- 壮齢林(スギ60年生以上、ヒノキ65年生以上、広葉樹35年生以上など)では、木材の市場価格の動向で保険金変動します。

※1 地域区分…保険事故発生危険度の地域による相違により、保険料率の適用地域区分をA・B・Cに区分しています。

※2 付保率…標準金額^{※3}に対する保険金額の割合(カバー割合)です。お客さまご希望の付保率によりご加入いただけます。

例えば、50%加入(付保率50%)は標準金額に対する保険金額を50%にすることにより、保険料も50%となります。

※3 標準金額…個々の契約ごとに保険の目的の樹種、林齢、面積、立木度に応じて保険金額の標準^{※4}により算出するもので、保険金額の上限となります。

※4 保険金額の標準…あらかじめ森林研究・整備機構が樹種・林齢別に1ha当たりの標準的な森林の価額を定めたものです。ただし、契約対象となる個別の森林毎に評価することも可能です。

お支払い事例

「万が一」に備え、安心して森林づくりに取り組んでいただくために森林保険をぜひご利用ください。

森林保険イメージキャラクター
マモルくん



令和元年 千葉県(スギ27年生)

契約面積	0.39ha	▶	実損面積 ^{*5}	0.39ha
保険料	2,728円/年			
お支払いした保険金	1,088,100円			

一般的に、最大風速20m/s以上になると耐風力が弱い森林に被害が起こり始め、30m/s以上になると耐風力の強い森林でも団地状に大規模な被害が発生します。



風害



令和2年 長野県(スギ57年生)

契約面積	1.38ha	▶	実損面積 ^{*5}	0.43ha
保険料	7,333円/年			
お支払いした保険金	956,492円			

森林保険では、過去10年間(平成23年～令和2年)の保険金支払額の37%を雪害が占めています。



雪害



令和2年 北海道(カラマツ10年生)

契約面積	5.74ha	▶	実損面積 ^{*5}	1.10ha
保険料	18,617円/年			
お支払いした保険金	1,026,080円			

空気が乾燥し、降雨量の少ない12～5月頃にかけては、森林火災が発生しやすくなります。



火災



平成29年 和歌山県(ヒノキ1年生)

契約面積	11.23ha	▶	実損面積 ^{*5}	8.09ha
保険料	30,624円/年			
お支払いした保険金	8,170,900円			

特に幼齢林では、春や夏に少雨・高温・晴天が続くと干害の被害が拡大することがあります。



干害



*5 実損面積…損害木の専有面積で、損害区域面積×損害率となります。

? 保険金が受け取れない損害はありますか?

場合によってはあります。
次の場合は、保険金支払いの対象となりません。

〈保険金支払いの対象とならない損害〉

- 倒木起し等通常の林業的手段により復旧可能な損害
- 補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
- 立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤り若しくは苗木、植付、育林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫害等によるものと認められる損害
- 1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は、植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損(10～15%)による損害

? 保険金が支払われない場合がありますか?

故意による場合や、3年を過ぎてからのお届けの場合は、支払われないこともあります。

〈保険金支払責任を負わない場合〉

- 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じたとき
- 保険契約者又は被保険者が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年(平成22年3月31日以前の契約については2年)経過したとき
- 損害が戦争その他の変乱又は地震によって生じたとき
- 保険金のお支払い額が1契約内訳当たり4,000円未満のとき

お申し込みの流れ

1

お申込みのご相談



まずは最寄の森林組合または森林組合連合会までご相談ください。

※ご相談時には、**森林が所在する都道府県、樹種、林齢、面積**をお知らせください。

2

ご契約内容のご提案



ご相談内容に応じて、お見積もり(保険金額、保険料)をご案内いたします。

3

お申込み



お申込み内容をお決めいただき、申込書にご記入、ご捺印ください。
お申込みにあたっては、必ず**森林保険契約重要事項説明書**をご確認ください。

※申込書のご提出と併せて保険料をお支払いください。保険料の支払日が申込日となります。

※保険期間の開始日(希望日)の設定については、お申込みの際に窓口にご相談ください。

4

ご契約成立



手続きが完了しましたら、森林保険センターから保険証書をお送りいたします。

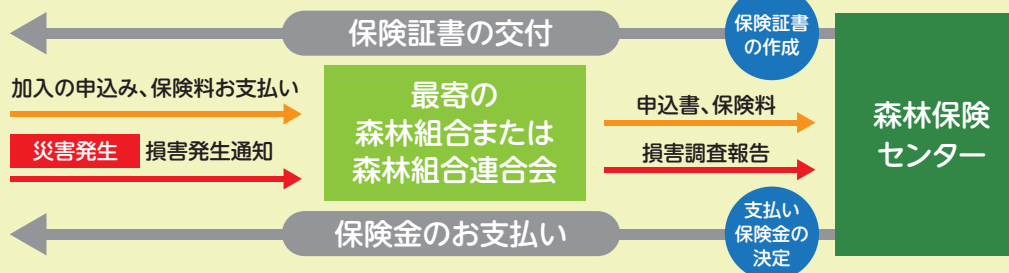
※保険の効力発生は保険証書作成日の翌日以降からとなります。新規契約の場合、申込日から保険証書作成日までは通常20日間程度お時間をいただきます。

※保険証書は大切に保管してください。

- ・保険期間は、1年単位で、希望する期間を設定できます。
- ・保険金額(損害時にお支払いする上限額)は、標準金額(保険加入の限度額)とし、その範囲内で任意に設定できます。
- ・申込時に払い込む保険料は、設定された保険金額に対して保険料率(保険金額1,000円につき年間1.29~5.36円及び各種割引)を乗じた金額となります。保険料率は、都道府県別、樹種別(針葉樹・広葉樹の別)、林齢別(5年生以下・6年生以上)に定めています。
- ・保険料は、損金算入することができますので、詳しくは税理士等にご相談ください。

《森林保険のしくみ》

保険契約者(被保険者)



※森林組合及び森林組合連合会は、森林保険センターとの委託契約に基づき業務を行っております。

※大きな災害が発生し、保険金の支払いが多くなった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運用されます。

■ご契約時の通知義務について

- ・ご契約申込み時に、他の保険契約が存在するとき又は保険事故による損害発生の可能性が特にあると認められるときは、このことを通知してください。通知事項について故意又は重大な過失により通知しなかったときは、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

■ご契約後の通知義務について

- ・他の保険契約……………ご契約申込み後に他の保険契約を締結したとき又は他の保険契約を変更したときは、このことを通知してください。また、契約の目的について第三者の締結した保険契約があること又はその契約に変更があったことを知ったときも同様に通知してください。この通知義務に違反した場合は、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・危険増加……………保険期間中に、保険事故による損害発生の可能性が著しく増加したときは、このことを通知してください。

※保険証書の記載事項に変更が生じたときは、申請をお願いします。

連絡先

